

大阪市発達障がい者支援指針

令和4年3月

大 阪 市

※「第2章　具体的な取組」に記載の情報は、令和3年12月末時点のものとなります。

はじめに

平成 17 年 4 月の「発達障害者支援法」の施行、及び、平成 28 年 8 月の同法の改正を経て、この間、発達障がいに対する社会全体の理解が深まるとともに、その支援も充実してきました。

発達障がいのある人への支援は、保健・医療・福祉、教育・保育、労働など様々な分野にわたります。このため、大阪市では平成 25 年 4 月に「発達障がい者支援室」を設置し、関係部局の連携を図り、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指しています。

また、各分野の支援者が支援の方向性やそれぞれの取り組みの情報を共有することにより連携を深め、切れ目のない支援につなげるとともに、当事者やご家族等への手引となるよう、平成 27 年 3 月に「大阪市発達障がい者支援指針」を策定し、指針に基づき、各種施策を推進しています。

基本方針や取組の柱などについては変わりませんが、「第 2 章 具体的な取組」については、各部局において社会状況等の変化に応じながら支援の充実や見直しに取り組んできていることから、今般、主に第 2 章について更新することとしました。

各分野の支援者相互の理解が深まり役割分担を行うことにより、発達障がいのある人、そしてご家族への適切な支援につながるとともに、発達障がいについての正しい理解の促進に、少しでもこの指針が役立つこととなれば幸いです。

令和 4 年 3 月

目 次

第1章 発達障がい者支援指針

1 発達障がいとは	1頁
2 経過	2頁
3 基本方針	6頁
4 取組の柱と指針	6頁

第2章 具体的な取組

1 早期発見から早期発達支援へ	8頁
2 学齢期の支援の充実	12頁
3 成人期の支援の充実	15頁
4 家族に対する支援の充実	16頁
5 地域の相談支援の充実	17頁
6 支援の引継ぎのための取組	19頁
7 市民への啓発	19頁

第1章 発達障がい者支援指針

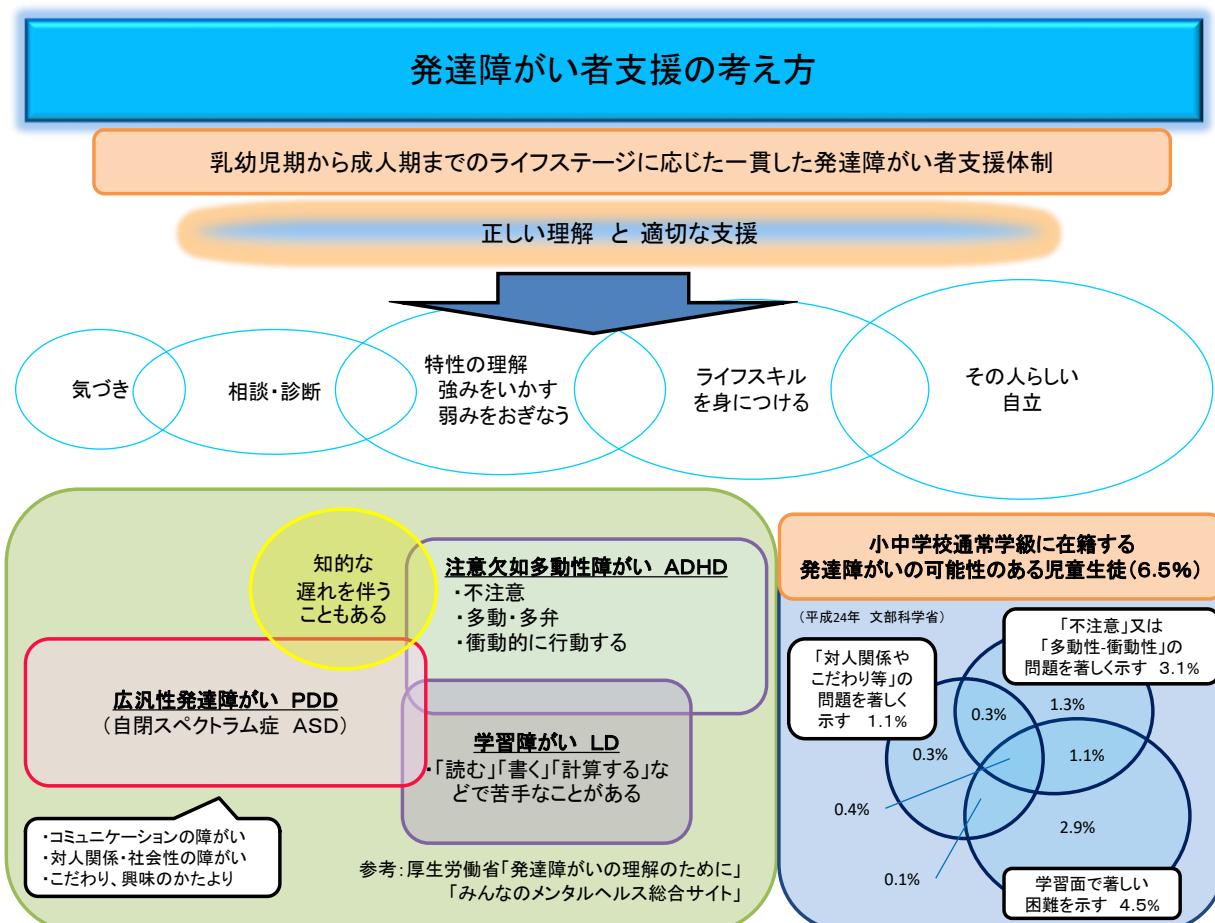
1 発達障がいとは

「発達障害者支援法」において、発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されました。

発達障がいは、脳機能の障がいと考えられており、この障がいの特性を持つ方は決して稀な存在ではなく、身近にいることが分かっています。

発達障がいの現れ方は、一人ひとり異なり、また周りの人から見るとそれが障がいであることが分かりにくいくらいから、正しく理解されにくいという課題があります。

できるだけ早い時期から、周囲がその人の特性について正しく理解し、適切な支援を開始するとともに、ライフステージに応じた一貫した継続的な支援が必要です。



2 経過

(1) 法制度

従来、「障がい」の定義は、「身体障がい」「知的障がい」「精神障がい」の3分類に基づいてきたため、そのいずれにも分類されない「発達障がい」のある人への支援は、制度の谷間におかれました。しかし、平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」により、「発達障がい」について定義されるとともに、支援の必要性が明らかにされ、発達障がいのある人への支援が大きく前進するきっかけになりました。この法律では、生活全般にわたる支援により、発達障がいのある人の自立と社会参加を促進するため、早期発見、早期支援についての国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における支援、就労や地域生活等に関する支援、家族に対する支援、発達障がい者支援センターの設置などが定められました。

教育の分野においても、従前の「特殊教育」では、障がいの種類や程度に応じて盲・聾・養護学校や特殊学級といった特別な場での指導を行うことにより、手厚くきめ細かい教育を行うことに重点が置かれてきました。こういった中、平成17年の中央教育審議会の答申などを経て、平成19年4月、学校教育法に「特別支援教育」の推進が位置付けられました。これは、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという観点に立ち、一人ひとりの教育ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難の改善・克服するための適切な指導・支援を行うものです。LD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒への支援は従前から大きな課題でしたが、「特殊教育」では支援の対象となっていました。これら発達障がいのある児童生徒も含め、特別な支援を必要とする全ての児童生徒が支援の対象と位置付けられました。

また、特別支援教育の推進に関し、国レベルでは、中央教育審議会初等中等教育分科会より「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 7 月）、さらには、「障害者差別解消法」の成立（平成 25 年 6 月）や「障害者の権利に関する条約」の発効（平成 26 年 2 月）等、大きく動いており、本市が長きにわたり推進してきた「共に学び、共に育ち、共に生きる」ことを推進する教育の今後一層の取組の深化・充実が求められているところです。

福祉サービスの面でも、平成 22 年に公布された「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、現在の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における各種障がい福祉サービスについても発達障がいのある人が利用対象と明確に位置付けられるなど、支援の充実が図られました。さらには、「障害者基本法」における「障がい者」の定義においても、「発達障がい」は本則ではなく附帯事項として位置付けられていましたが、平成 23 年 7 月の改正において、「障がい」の定義の中に「発達障がい」が明確に位置づけられるなど、「発達障がい」や「発達障がいのある人への支援」について、法制度の整備に合わせて、社会的な関心と認識が高まりを見せてきました。

さらに、発達障害者支援法の施行から 10 年が経過するなかで、乳幼児期から成人期まで切れ目のない支援、発達障がいのある本人だけでなく、家族なども含めた支援、及び、地域の身近な場所で受けられる支援など、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められるようになりました。

こうした状況を鑑み、平成 28 年 8 月に発達障がいのある人の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援法が法律の全般にわたって改正されました。

この改正により、医療、福祉、教育、就労等の各分野の関係機関が相互に連携し、一人一人の発達障がいのある人に「切れ目のない」支援を実施することと示されました。

また、教育、就労の支援、司法手続における配慮、発達障がいのある人の家族等への支援などの規定の改正を通じて、地域の関係者が課題を共有して連携し、地域における支援体制を構築することを目指すとともに、身近な場所で必要な支援を受けられるように配慮することが定められました。

(2) 本市施策

本市では、平成17年4月の「発達障害者支援法」の施行を機に、平成18年1月に「大阪市発達障がい者支援センター（エルムおおさか）」を開設しました。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）では、発達障がいのある人やその家族に対し、発達障がいに関する各般の問題について、専門的な相談支援や就労に向けた支援を行うとともに、発達障がいに関する啓発・研修や関係機関・事業所への機関支援を実施しています。

しかしながら、発達障がいのある人への支援は、保健・医療・福祉、教育・保育、労働など多分野に及び、専門的な知識も必要であるため、発達障がいへの理解に基づいた支援ができる支援者等が未だ十分とはいえる状況にないため、発達障がいの理解促進と支援手法のより一層の普及が求められています。

これらの活動とともに、市内部の関係部局に加え、外部委員の参画もいただき「大阪市発達障がい者支援体制整備委員会」を設置し（平成20年度からは「大阪市発達障がい者企画・推進委員会」に改組）、発達障がいのある人への支援、支援センターでの支援についての課題整理や検討を行ってきました。

一方、市政改革の取り組みの一環として施策の選択と集中に取り組む中、平成25年度から、真に支援が必要な人への施策の充実の一つとして、発達障がいのある人への支援の充実を図ることとなり、乳幼児期から成人期まで、それぞれのライフステージを通じた一貫した支援体制の構築を目指し、

- ① 関係部局の横断的連携による施策の推進を図るため「発達障がい者支援室」を設置するとともに、発達障がいについての理解や適切な支援の普及のための地域サポート体制の強化
- ② 早期発見から早期支援につなげるための乳幼児発達相談体制の強化
- ③ 発達障がいのある児童のための専門療育機関の設置
- ④ 教育における支援体制の強化

等、について取組強化を行ってきました。

また、従前設置していた「大阪市発達障がい者企画・推進委員会」を「大阪市障がい者施策推進協議会」の部会である「大阪市発達障がい者支援部会」として位置付け、外部委員からの意見を積極的に取り入れるとともに、取組内容の評価・検証を行っております。

なお、当部会は平成28年の発達障害者支援法の改正により、各都道府県・指定都市に設置可能と示された「発達障害者支援地域協議会」としての位置付けも有しています。

今後もご家族等を含めた当事者や学識の方などのご意見を十分踏まえ、一層の施策の推進に取り組んでいきます。

3 基本方針

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がいについての正しい理解と適切な支援の普及を図るとともに、保健・医療・福祉、教育・保育、労働などの各分野が連携し、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応した一貫した支援体制の構築を目指します。

4 取組の柱と指針

(1) 早期発見から早期発達支援へ

発達障がいのある児童(発達障がいの疑いのある児童を含む。)をできるだけ早期に発見し、家族も含めて、特性に応じた適切な支援を早期に受けることができるよう取り組みます。

(2) 学齢期の支援の充実

発達障がいのある児童生徒が、教育・医療・福祉など関係機関の連携のもとに、一貫性のある適切な支援を受け、学習をはじめとしたライフケースルの基礎を身につけることができるよう取り組みます。

(3) 成人期の支援の充実

発達障がいのある人が地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、就業・生活の支援に取り組みます。

(4) 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の支援にあたっては、保護者、きょうだいなどの家族を含めた支援の必要性を踏まえて取り組みます。

(5) 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が地域で正しい理解と適切な支援が得られるよう、地域の関係機関・事業所への啓発・研修・機関支援に取り組みます。

(6) 支援の引継ぎのための取組

発達障がいのある人が、その人の特性に応じた適切な支援を一貫して受けることができるよう、支援の引継ぎに取り組みます。

(7) 市民への啓発

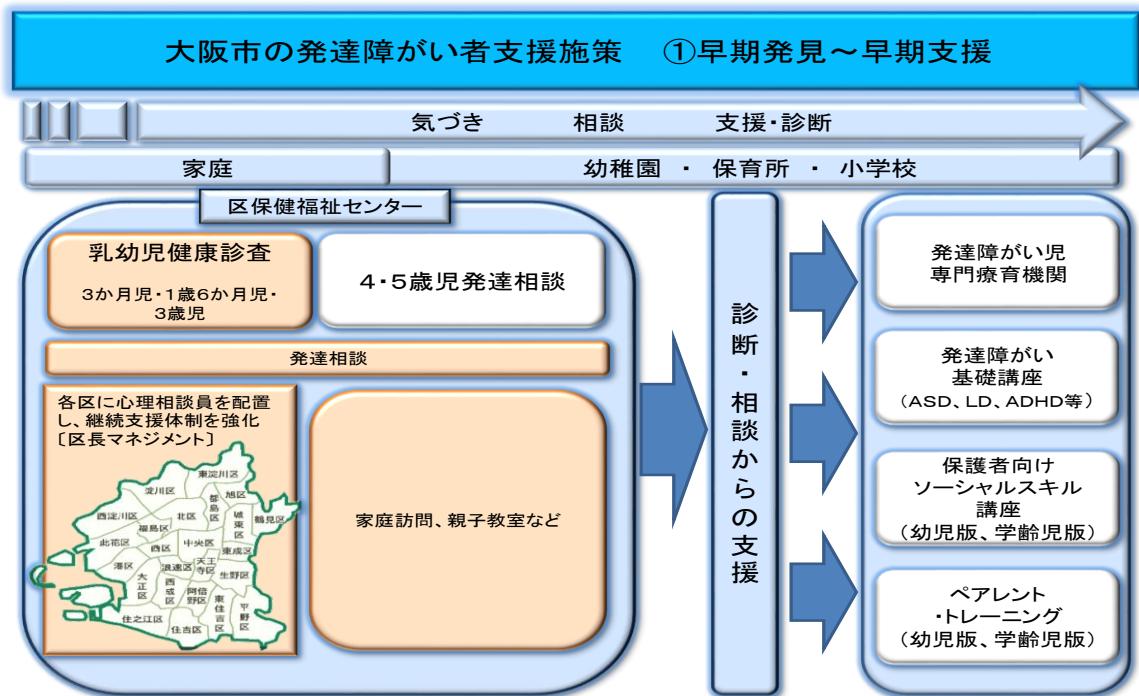
発達障がいのある人が地域で正しい理解と適切な支援が得られるよう、市民への啓発に取り組みます。



(※) 大阪市障がい者支援計画
・障がい福祉計画における
基本理念

第2章 具体的な取組について

1 早期発見から早期発達支援へ



① 乳幼児健康診査等の充実

各区保健福祉センターで実施する1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、発達相談（フォローアップ健康診査）、4・5歳児発達相談等の乳幼児健康診査事業等を通じて、発達障がいの可能性のある児童を早期に発見し、継続的な支援を行うとともに、診断や専門的支援につなぎます。

健診従事者への研修の実施	
概要	保健師、心理相談員等の健診従事者が、発達障がいの特性や療育等の支援について理解し、早期発見・早期支援が効果的に実施されるよう研修を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部管理課母子保健グループ
乳幼児発達相談体制の強化	
概要	各区保健福祉センターに心理相談員を配置し、乳幼児の発達相談体制を強化するとともに、継続的な支援を充実させます。
担当	各区保健福祉センター（担当は区によって異なります。）
4・5歳児発達相談	
概要	保育所、幼稚園、家庭等の日常生活で、発達障がいの疑いのある3歳児健康診査受診以降小学校就学までの幼児を対象に、医師・心理相談員・保健師による診察、心理相談、個別指導を実施します。
担当	各区保健福祉センター地域保健活動業務担当

② 発達支援の充実

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童への療育や保護者への研修等を実施します。

発達障がい児専門療育

概要	広汎性発達障がい（自閉スペクトラム症障がい、自閉症及びアスペルガー症候群を含む。）の診断を受けた3歳（年少児）～小学3年生までの児童を対象に、児童への個別的・専門的な療育と保護者への研修を行い、親子通園により保護者が療育に参加しながら、児童の特性を理解し、療育場面で身につけたことを日常生活の場に広げ育児を行うことができるよう支援します。 期間：1年間（専門療育20回、保護者研修10回） 定員：280名（6か所）
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

発達障がい基礎講座（親支援講座）

概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、障がいの特性や支援方法についての講座を実施します。 自閉スペクトラム症講座（ASD）、ちょっと気になる子どもたちのからだ講座、学習支援講座（LD）、心理的疑似体験プログラム、ADHD講座 等
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

保護者向けソーシャルスキル講座（親支援講座）

概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、対人関係を円滑にすすめるための具体的行動を身につけるため、年齢や特性に応じた家庭での取り組み方についての講座を実施します。 幼児版、学齢児版
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

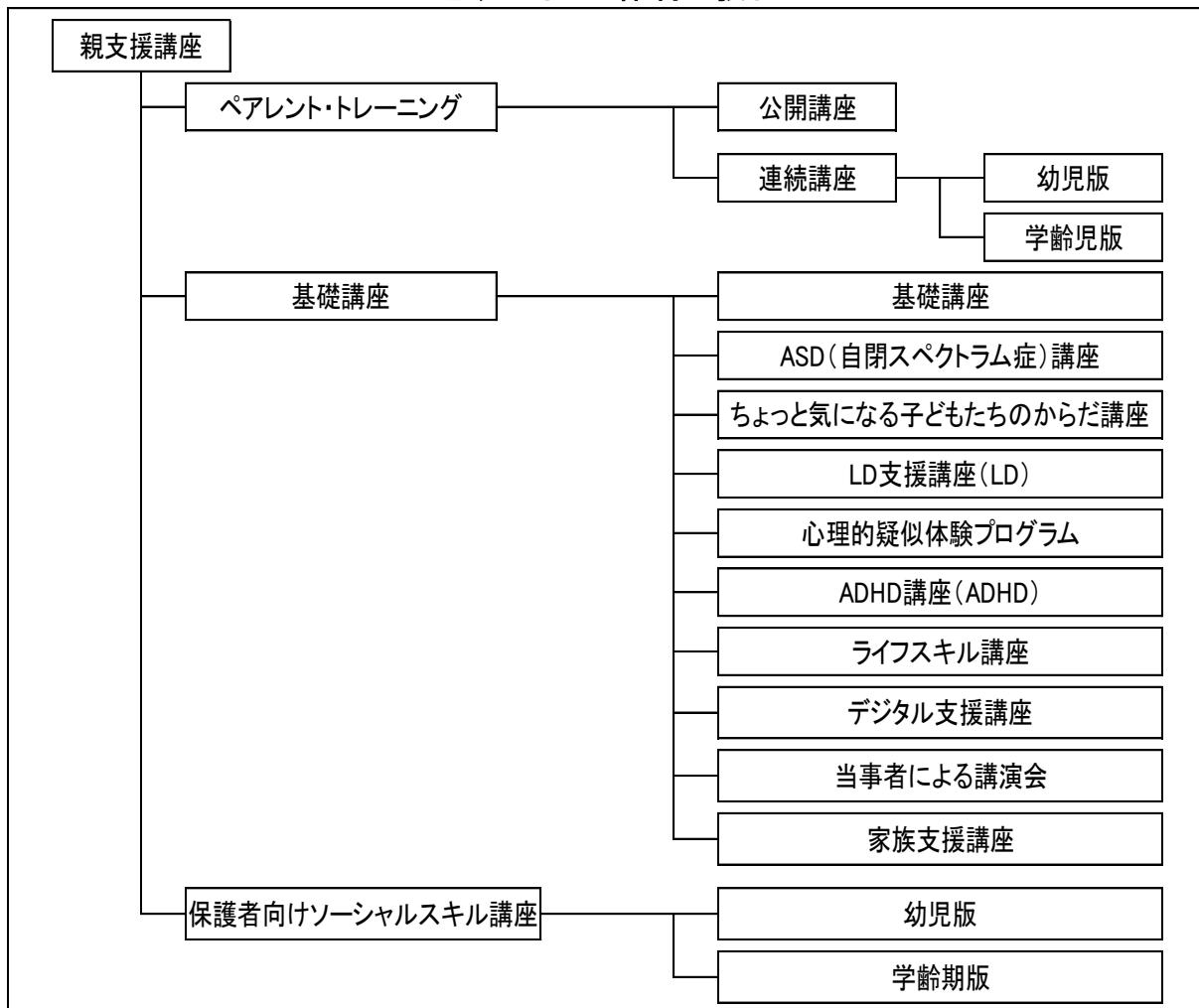
ペアレント・トレーニング（親支援講座）

概要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、適切な子育ての方法を学び身につけるプログラムを実施します。 公開講座、連続講座（幼児版、学齢児版）、フォローアップ講座、実践報告 ※一部の区保健福祉センターでも実施中
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

啓発DVDの配信

概要	広汎性発達障がいの特徴、療育機関・家庭等での支援例をまとめた「大阪市発達障がい児療育支援事業啓発DVD 広汎性発達障がいのこどもたちの理解と支援～就学前編～」を作成、ダイジェスト版をYouTubeにて配信しています。 配信内容は「エルムおおさか」ホームページからも試聴が可能です。 https://www.elmosaka.org/dvds.html
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



【用語説明】

※ 「ペアレント・トレーニング」

保護者が、自分の子どもの行動を観察して発達障がいの特性を理解したり、適切な対応をするための知識や方法を学ぶこと。

※ 「ソーシャルスキル・トレーニング (SST)」

状況に応じてどのように行動したらよいかを、日常生活場面とは別の場所で練習すること。

③ 教育・保育の充実（幼稚園・保育所・認定こども園等）

幼稚園・保育所・認定こども園等において、発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、幼稚園教諭・保育士等の研修、幼稚園・保育所・認定こども園等の支援、支援手法の普及等を実施します。

幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施

概要	幼稚園・保育所・認定こども園等の幼稚園教諭・保育士等が、発達障がい等の特性や支援について理解し、発達障がいの気づきや教育・保育場面における支援が早期に適切に実施されるよう研修を実施します。
担当	こども青少年局保育・幼児教育センター 教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

発達障がい児等特別支援教育相談事業

概要	市内在住または市内の幼稚園・認定こども園等に通う発達障がい等のある児童とその保護者、関係機関等（幼稚園等）を対象に、日常生活でのさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、困っていること）に対し、専門知識を有する臨床心理士による訪問相談を実施します。
担当	こども青少年局保育・幼児教育センター

民間保育園等発達障がい児等相談事業

概要	大阪市内の民間保育園等に在園する児童の発達や保育に関する不安や心配に対して、発達障がいの専門知識を有する臨床心理士による相談（電話相談及び訪問相談）を実施します。
担当	こども青少年局保育・幼児教育センター

特別支援保育巡回指導講師派遣事業

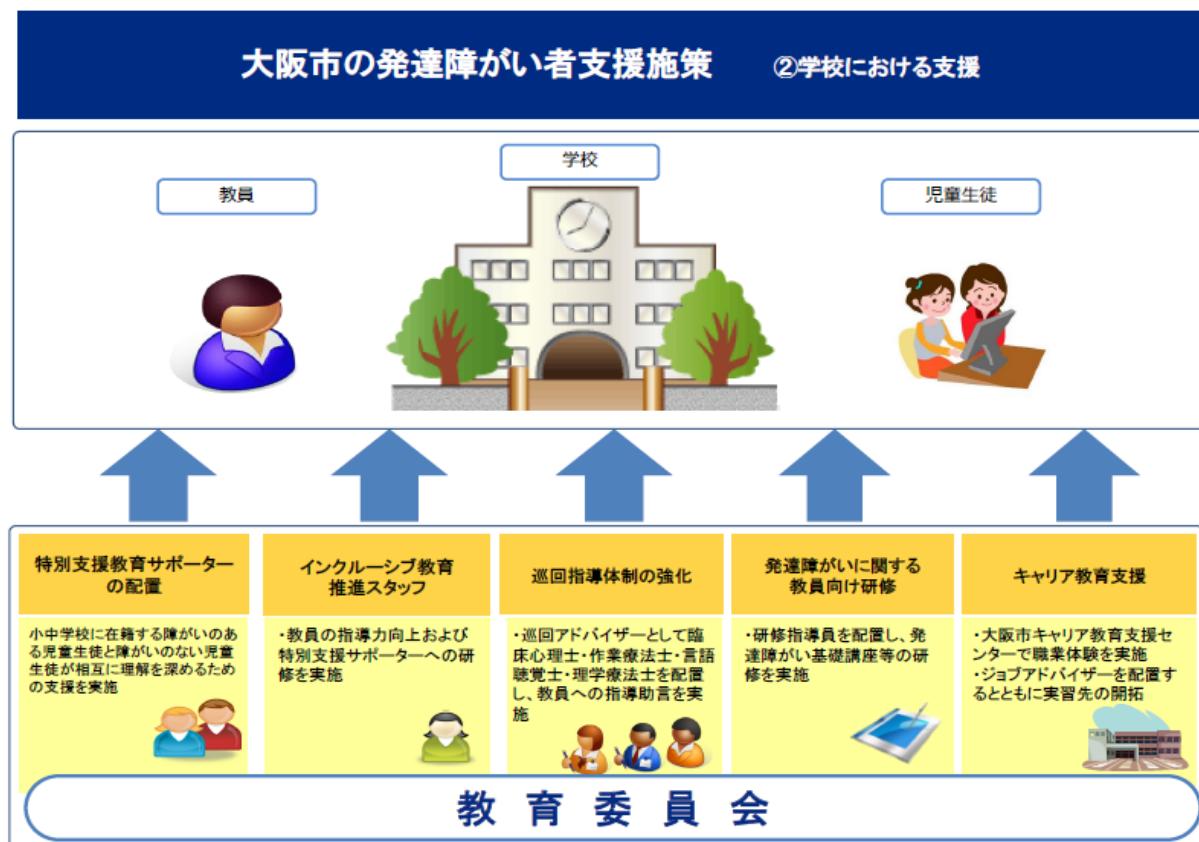
概要	巡回指導講師を保育施設等に派遣し、発達障がいを含む障がいのある児童への個別の支援や、関係機関への連携等、各施設のニーズに合わせた指導・助言を行います。
担当	こども青少年局保育施策部保育所運営課

保育所等における発達支援プログラムの活用

概要	発達障がいのある児童の特性の理解と効果的な支援方法についてまとめた発達支援プログラム冊子「できた！わかった！たのしいよ！」パート1・パート2を保育所等に配付するとともに冊子を活用し、保育士等を対象にした研修を実施します。
担当	こども青少年局保育施策部保育所運営課

※その他各区でも発達障がいに関する様々な事業を実施しています。

2 学齢期の支援の充実



① 特別支援教育の充実

学校において、発達障がいのある児童生徒が早期にその特性に応じた適切な支援を受けることができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れた基礎的環境整備を行い、特別支援教育の充実を図ることにより、地域で共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

また、医療・福祉など関係機関との連携に努め、学校園の支援、児童生徒への支援、教員の研修を進めます。

巡回指導体制の強化

概要	発達障がい等に関する具体的な指導・支援の方法、関係機関や保護者との連携等について、担当指導主事及び巡回アドバイザー（臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、理学療法士）が学校園を訪問し、指導・助言を実施します。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

特別支援教育サポーターの配置

概要	小中学校に在籍する発達障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が相互に理解を深め、互いのよさを認め合うための支援など、通常学級および特別支援学級に在籍する個別支援の必要な児童生徒の学習補助や生活補助等を実施するための特別支援教育サポーターを配置します。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

発達障がいに関する教員向け研修	
概 要	インクルーシブ教育推進室に研修指導員を配置し、発達障がいに関する研修を実施します。 学校園のニーズに応じて、発達障がいに関する基礎・基本的な内容について「出前研修」を行う「基礎講座」等の実施を通して、発達障がいの理解を深めるとともに適切に指導・支援できる人材の育成を図ります。
担 当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当
啓発資料の活用	
概 要	インクルーシブ教育推進室にライブラリーを開設し、関係する書籍、DVDを貸出し、各校園での校内研修会や日常の指導等に活用できるようにしています。
担 当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

【用語説明】

※ 「ユニバーサルデザイン」

年齢や性別、国籍、障がいの有無などの条件によって対象を限定することなく、すべての人にとって使いやすく、理解しやすいデザインのこと。

※ 「特別支援教育」

幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために行う教育的な指導及び支援のこと。

※ 「インクルーシブ教育」

障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に学ぶ教育のこと。

② 発達支援の充実【再掲】

発達障がいのある児童が早期にその特性に応じた適切な発達支援を受けることができるよう、児童生徒への療育や保護者への研修等を実施します。

(事業については、「1 早期発見から早期発達支援へ ②」、「5 地域の相談支援の充実 発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化」をご参照ください。)

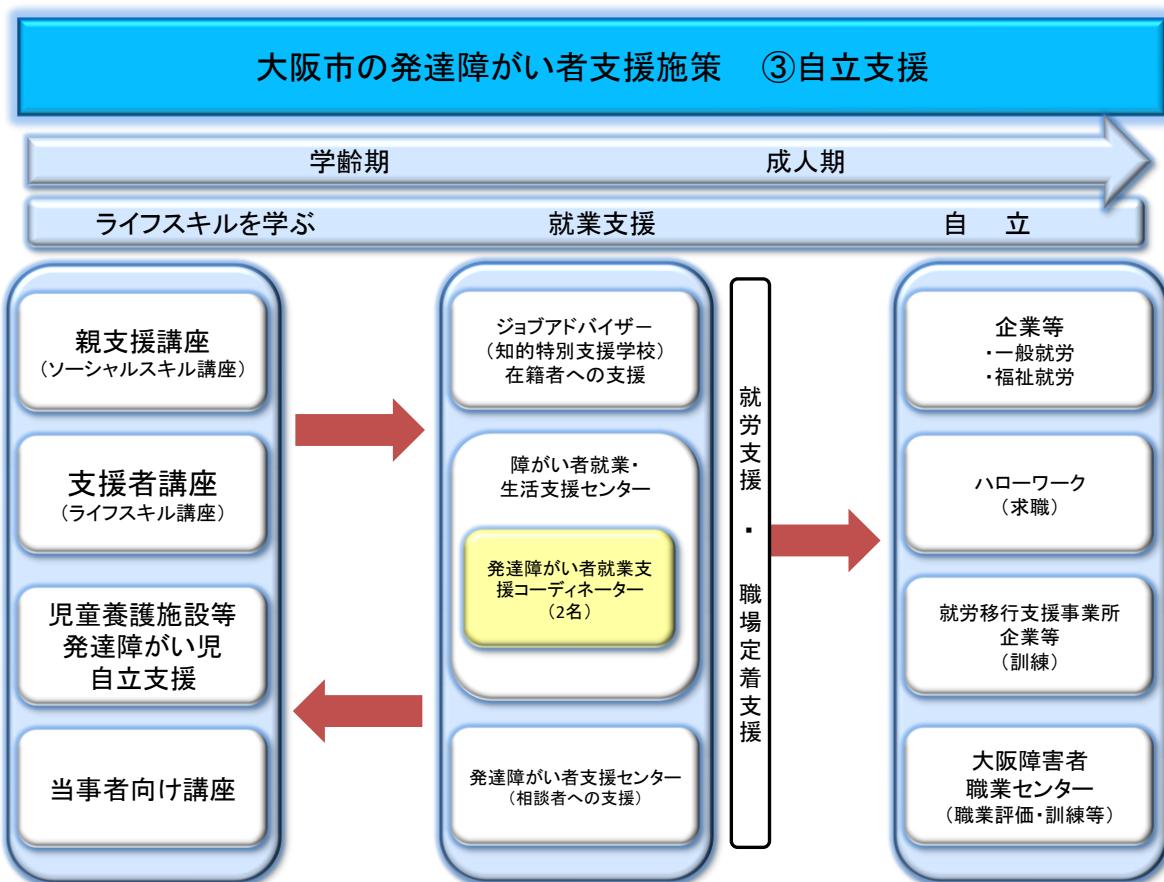
③ 自立支援の充実

発達障がいのある児童生徒が成人期に自立した生活を送ることができるよう、自立をするために必要なスキルの獲得の支援や就労の支援を実施します。

児童養護施設等での発達障がい児自立支援事業	
概要	児童養護施設等に在籍する児童を対象に、発達障がい児自立支援専門員（臨床心理士等）が、児童が自立するために必要なソーシャルスキル等を獲得するための専門的支援を実施します。
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課
キャリア教育支援	
概要	大阪市キャリア教育支援センター（難波支援学校内）にジョブアドバイザーを3名配置し、発達障がい等のある生徒の就労を支援するため、現場実習先の開拓や巡回指導、相談、講話等を実施します。 大阪市キャリア教育支援センターでは、市立中学校特別支援学級在籍生徒や市立の高等学校自立支援コース、旧大阪市立特別支援学校中学部・高等部に在籍する生徒へのキャリア教育・職業体験実習（おしごり加工、印刷製本、紙器加工、清掃、ピッキング作業、事務補助作業、洗濯）を実施しています。
担当	教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当

※その他各区でも発達障がいに関する様々な事業を実施しています。

3 成人期の支援の充実



① 自立支援の充実

発達障がいのある成人が、自立した生活を送ることができるよう、自立するために必要なスキルの獲得の支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による発達支援

概要	発達障がいのある人を対象に、自己理解や感情のコントロールなど、ライフスキルを高めるための発達支援を行います。
担当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

【用語説明】

※「ライフスキル」とは

日常の様々な問題や課題に対し、建設的かつ効果的に対処する能力のこと。

② 就労支援の充実

発達障がいのある成人が自立した生活を送ることができるよう、就労に向けた相談、情報提供や助言、関係機関・事業所とのコーディネート等を通じて就労支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による就労支援	
概 要	就労を希望する発達障がいがある人を対象に、関係機関と連携しながら、就労に向けての情報提供や助言、就職に関する実習・相談を実施します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者就業支援コーディネーターの配置	
概 要	発達障がい者就業支援コーディネーター（2名）を障がい者就業・生活支援センターに配置し、関係機関との結び付きにより、チームで就業等を支える体制を構築します。
担 当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課
発達障がい者就労支援の充実	
概 要	発達障がい者等に対し、十分な就労支援等を行うため、地域障がい者就業・生活支援センターの就労支援員の体制を強化しています。
担 当	福祉局障がい者施策部障がい福祉課

4 家族に対する支援の充実

発達障がいのある人の家族が、発達障がいについて理解し適切な支援を行うことができるよう、研修等を実施するとともに、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を行う活動を実施します。

ペアレント・トレーニング等の親支援講座の実施	
概 要	（「1 早期発見から早期発達支援へ」②をご参照ください。）
ペアレント・メンター（ピア・カウンセリング）事業の実施	
概 要	発達障がいのある児童の保護者を対象に、先輩保護者がその経験を生かし相談や助言を実施するとともに、地域の保護者同士の仲間づくりを支援します。
担 当	区保健福祉センター子育て支援室（福島区、港区、淀川区、阿倍野区） 市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

【用語説明】

※「ペアレント・メンター」とは

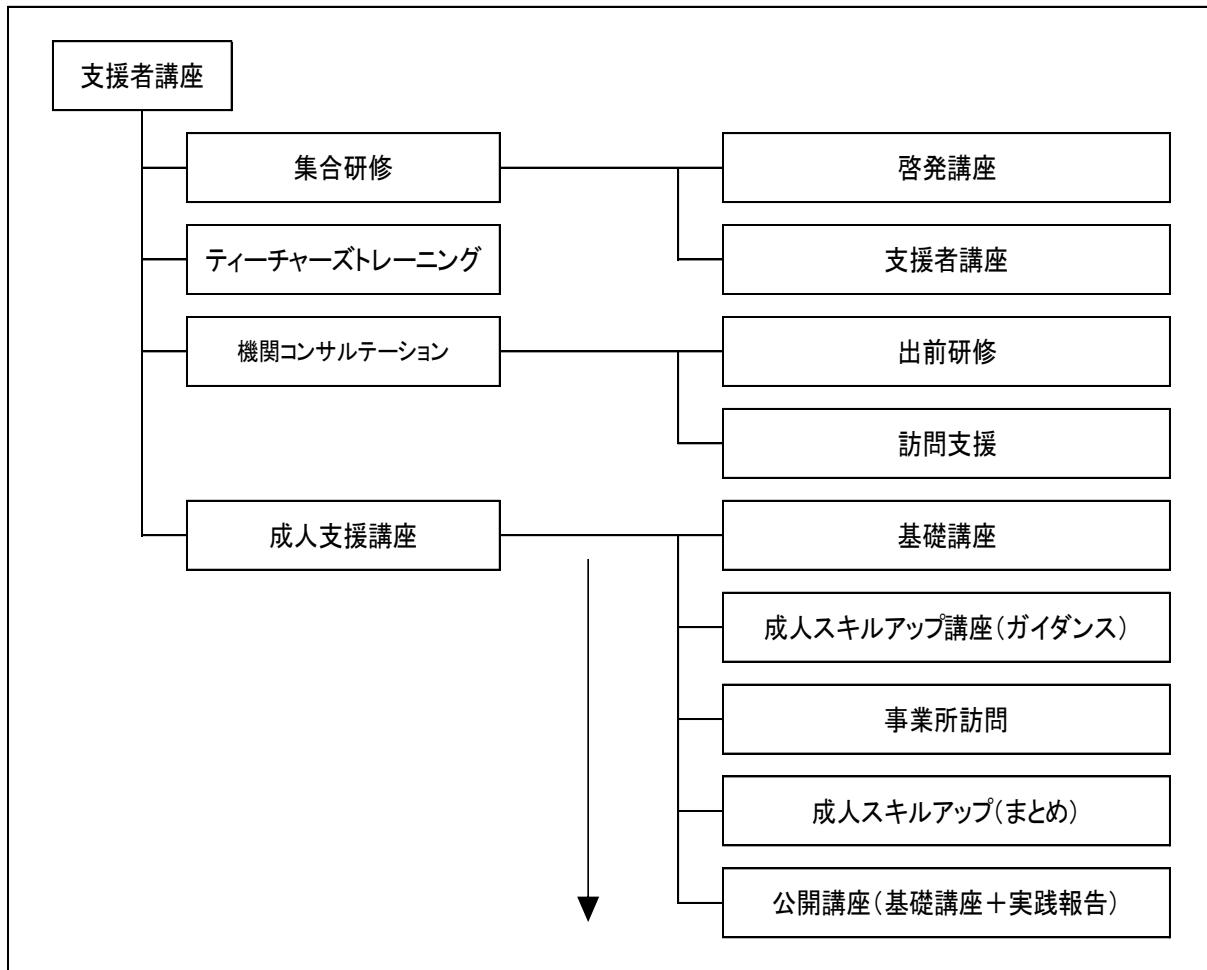
発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者などに対して相談や助言を行う人のこと。

5 地域の相談支援の充実

発達障がいのある人が、本人の意思ができる限り尊重され、地域で安心して自分らしく自立した生活を送ることができるよう、発達障がい者支援センター（エルムおおさか）における相談支援体制を充実するとともに、地域の関係機関・事業所が発達障がいを正しく理解し適切な支援を行うことができるよう、啓発・研修・機関支援を実施します。

発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による相談支援等	
概 要	発達障がいのある人やそのご家族からの相談を受け、情報提供や助言を行うとともに、関係機関と連携し支援を行います。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化	
概 要	発達障がい者支援センター（エルムおおさか）に地域サポートコーチを配置し、地域の関係機関等への啓発・研修・支援、ペアレント・トレーニング等の親支援講座を実施します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援マップ	
概 要	発達障がいのある人やそのご家族が、年齢や相談内容に応じた相談機関を探せるようまとめたホームページを公開しています。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室

地域サポート体制の強化



6 支援の引継ぎのための取組

発達障がいのある人が、支援者（機関）が代わっても、適切な支援を受け、安心して生活を送ることができるよう、その特性や支援についての情報を引き継ぐ取組を実施します。

発達ノート	
概 要	発達障がいのある人が周囲から適切な理解や支援を受けられるよう、ご本人やご家族が特性や支援経過を記載し、相談機関に行くときや初めて接するときに提示するノートを配付します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
情報共有ツール（サポートブック）	
概 要	発達障がいのある人が、小学校への進学などライフステージが変わっても、これまで受けてきた支援の内容や本人の特徴を新しい相談機関や初めての方へスマートに情報共有ができるようになることを目指して作成しています。 各種の情報共有ツールは「エルムおおさか」のホームページからダウンロードできます。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
サポートブック作成支援	
概 要	発達障がいのある就学前の幼児を対象に、サポートブックの作成に必要な助言や作成支援を行います。
担 当	中央こども相談センター教育相談グループ

7 市民への啓発

発達障がいのある人が、地域で安心して生活することができるよう、発達障がいに対する正しい理解と支援について、普及啓発活動を実施します。

「世界自閉症啓発デー」・「発達障がい啓発週間」普及啓発活動	
概 要	市民に発達障がいに対する正しい理解を深めていただくため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）、「発達障がい啓発週間」（4月2日～8日）を中心に、大阪府・関係団体・民間企業と連携し、広報、大阪城天守閣・通天閣・天保山大観覧車のブルーライトアップなど、普及啓発活動等を実施します。
担 当	市立心身障がい者リハビリテーションセンター発達障がい者支援室
発達障がい者支援センター（エルムおおさか）による地域サポート体制の強化	
概 要	（「5 地域の相談支援の充実」の同項をご参照ください。）

発達障がい相談・支援機関連絡先

機 関 名 称	☎ 電話番号	所 在 地
大阪市発達障がい者支援センター 「エルムおおさか」	☎6797-6931	平野区喜連西 6-2-55
大阪市中央こども相談センター (此花区、中央区、西区、港区、大正区、天王寺区、浪速区、東成区、生野区、城東区、鶴見区、住之江区、西成区)	☎4301-3100	中央区森ノ宮中央 1-17-5
大阪市北部こども相談センター (北区、都島区、福島区、西淀川区、淀川区、東淀川区、旭区)	☎6195—4144	東淀川区淡路 3-13-36
大阪市南部こども相談センター (阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区)	☎6718-5050	平野区喜連西 6-2-55
【就学に関する相談】 ①通学区域の小学校・中学校 ②教育委員会事務局指導部インクルーシブ教育推進担当	☎6327-1016	(インクルーシブ教育推進担当) 東淀川区東淡路 1-4-21
【教育に関する相談】 大阪市中央こども相談センター 教育相談		
①面談による相談（要予約）	☎4301-3100	
②電話教育相談（こども専用）	☎4301-3140	中央区森ノ宮中央 1-17-5 ※電話による相談です。
③電話教育相談（保護者専用）	☎4301-3141	

【就労に関する相談】 大阪市東部地域障がい者就業・生活支援センター 〔北区・中央区・天王寺区・東成区・生野区〕	☎6776-7336	天王寺区東上町 4-17
大阪市淀川地域障がい者就業・生活支援センター 〔西淀川区・淀川区・東淀川区〕	☎6885-7911	淀川区木川東 3-10-11
大阪市北部地域障がい者就業・生活支援センター 〔都島区・旭区・城東区・鶴見区〕	☎6955-9921	城東区鷺野東 3-2-28
大阪市西部地域障がい者就業・生活支援センター 〔福島区・此花区・中央区・西区・港区・大正区〕	☎4393-3600	港区波除 6-4-5
大阪市中部地域障がい者就業・生活支援センター 〔浪速区・阿倍野区・西成区〕	☎4392-9089	西成区北津守 3-6-4
大阪市南西部地域障がい者就業・生活支援センター 〔住之江区・住吉区〕	☎4702-5757	住之江区泉 1-1-110
大阪市南部地域障がい者就業・生活支援センター 〔東住吉区・平野区〕	☎6704-7201	平野区喜連西 6-2-55
【知的障がいを伴う 18 才以上の方の相談】 大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター “はーとふる” ぶらざ	☎6797-6562	平野区喜連西 6-2-55

〔区保健福祉センター福祉業務担当〕

例：北区福祉業務担当（障がい福祉）の場合 6313-9857

区名	電話番号			ファックス番号
	市内局番 (各区共通)	福祉業務担当 (障がい福祉)	子育て支援室	福祉業務担当
北	6313 -	9857	9939	6313-9905
都島	6882 -		9118	6352-4584
福島	6464 -		9887	6462-4854
此花	6466 -		9958	6462-2942
中央	6267 -		9868	6264-8285
西	6532 -		9936	6538-7319
港	6576 -		9844	6572-9514
大正	4394 -		9110	6553-1986
天王寺	6774 -		9894	6772-4906
浪速	6647 -	9897	9895	6644-1937
西淀川	6478 -	9954	9950	6478-9989
淀川	6308 -	9857	9939	6885-0537
東淀川	4809 -	9845	9854	6327-2840
東成	6977 -	9857	9157	6972-2781
生野	6715 -		9024	6715-9967
旭	6957 -		9939	6952-3247
城東	6930 -		9068	6932-1295
鶴見	6915 -		9933	6913-6237
阿倍野	6622 -		9865	6629-1349
住之江	6682 -		9878	6686-2039
住吉	6694 -		9942	6694-9692
東住吉	4399 -		9733	6629-4580
平野	4302 -		9936	4302-9943
西成	6659 -		9824	6659-9468

[区保健福祉センター保健業務担当（地域保健活動担当）]

区名	電話番号		ファックス番号
	市内局番 (各区共通)	保健業務担当 (地域保健活動担当)	保健業務担当 (地域保健活動担当)
北	6313 -	9968	6362-1099
都島	6882 -		6925-3972
福島	6464 -		6462-4854
此花	6466 -		6463-1606
中央	6267 -		6267-0998
西	6532 -		6532-6246
港	6576 -		6572-9514
大正	4394 -		6554-7153
天王寺	6774 -		6774-9866
浪速	6647 -		6644-1937
西淀川	6478 -		6477-1649
淀川	6308 -		6303-6745
東淀川	4809 -		6327-3462
東成	6977 -		6972-2781
生野	6715 -		6712-0652
旭	6957 -		6954-9183
城東	6930 -		6932-1295
鶴見	6915 -		6913-6237
阿倍野	6622 -		6629-1349
住之江	6682 -		6673-0220
住吉	6694 -		6694-6125
東住吉	4399 -		6629-4580
平野	4302 -		4302-9943
西成	6659 -		6659-9085